

1-(2) ヤングケアラーへの支援の状況

① ヤングケアラーへの支援イメージ “社会全体で早期発見・把握、支援に向けて動く”

こども・家族と接する機会

学 校

日頃からの観察や、保護者が学校に関わる機会等を通じて気づく
本市では、スクリーニング会議で情報共有・対応検討を行い、更に外部の支援が必要な場合は、支援機関につなぐ取組を実施中

福祉事業者・医療機関

既に関わりがある場合もあると考えられ、接する場面で気づく

- ・介護支援専門員
- ・相談支援専門員
- ・医療ソーシャルワーカー 等

地 域

学校に通えていない、福祉事業者とつながりがない場合もあり、地域や民間の目で気づく

- ・民生委員児童委員
- ・社会福祉協議会
- ・子ども食堂 等

こどもらしい生活を送れることに着目した
家族全体の支援

見守り・支援



相談

連 携

行政機関

区 役 所

家族全体を支援する観点から、区役所内部、関係機関、地域との連携を図り、福祉サービスの利用勧奨や見直し等、こどもの負担を軽減する対応を検討・実施

こども相談センター

養護相談、教育相談

相談窓口

- ・児童相談所相談専用ダイヤル
- ・24時間子供SOSダイヤル 等

1-(2) ヤングケアラーへの支援の状況

② ケアを必要とする家族に対する福祉サービス

介護保険

常に介護が必要な要介護と日常生活の一部に支援が必要な要支援があり、認定内容により利用可能な時間が異なる。

- ・ホームヘルプ
- ・デイサービス
- ・ショートステイ
など



子育て支援

安心して子どもを生き育てられるよう子育て世帯に対して各種支援を行う。

- ・保育所（保育料の無償化）
- ・ファミリーサポートセンター
など

障がい者(児)福祉サービス

身体、知的、精神に障がいがある方や難病を有する方が利用可能。

- ・ホームヘルプ
- ・通所サービス
- ・ショートステイ
など



ひとり親支援

- ・ひとり親家庭等
日常生活支援事業
など

1-(2) ヤングケアラーへの支援の状況

③ 福祉サービスにおける家事援助

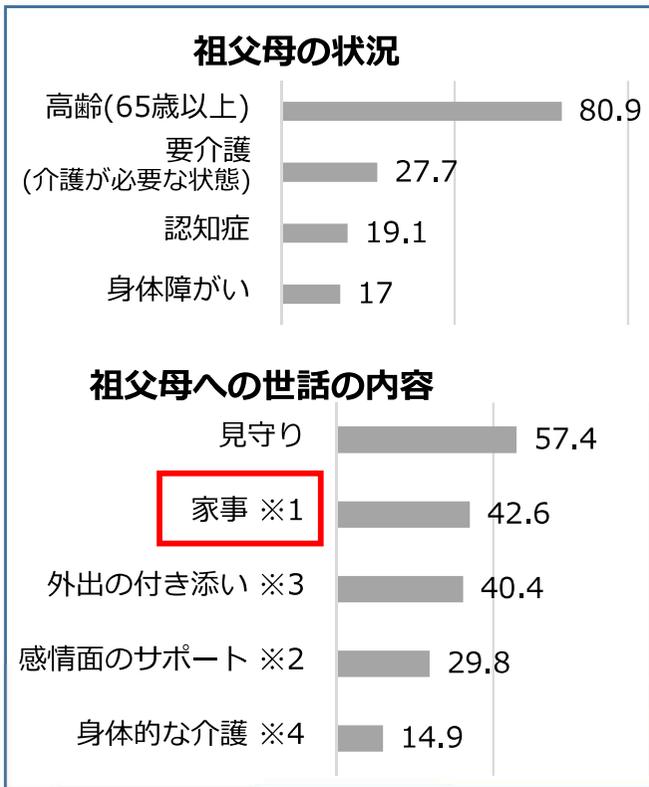
制度	対象	サービス内容
介護保険による給付等 ・訪問型サービス ・訪問介護（ホームヘルプ）	要支援・要介護の認定を受けた方	訪問介護員（ホームヘルパー）などが、利用者の自宅を訪問し、食事・排泄・入浴などの身体介護や、掃除・洗濯・買い物・調理などの生活援助を行う。
障がい福祉サービスにかかる給付 ・介護給付（居宅介護）	身体・知的・精神障がい者（児）・難病等を有する方	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行う。
ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭及び寡婦の方	修学等の自立促進に必要な事由や疾病等の事由により一時的に生活援助、保育サービスを必要とする場合又は生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣し、食事や身の回りの世話、住居の掃除、生活必需品の買い物等の生活援助を行ったり、家庭生活支援員の居宅等で乳幼児を保育する。

※利用時間数に上限あり、また、所得に応じて利用料が必要

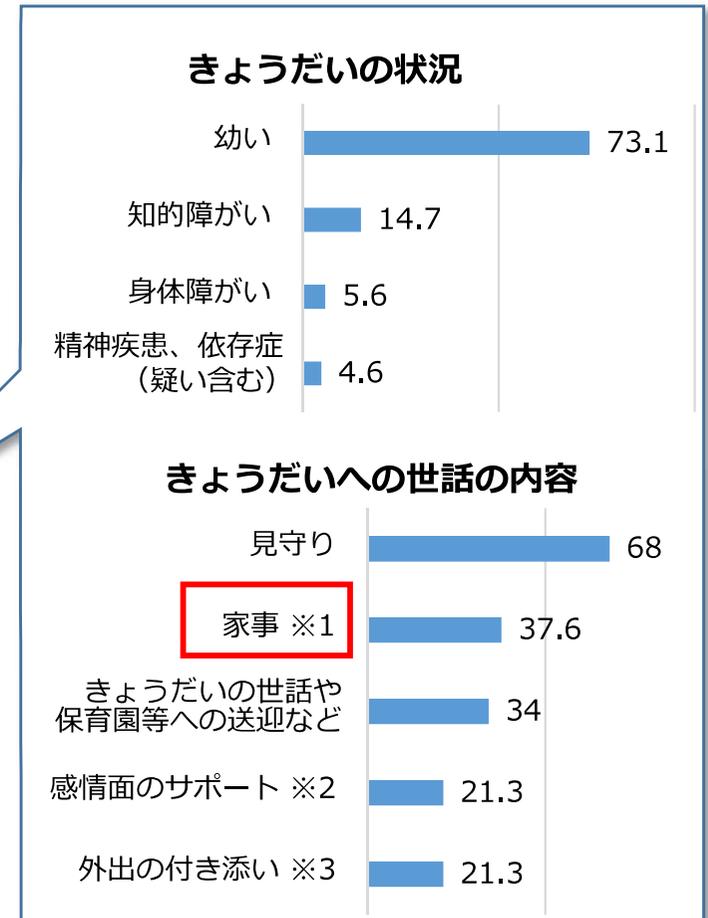
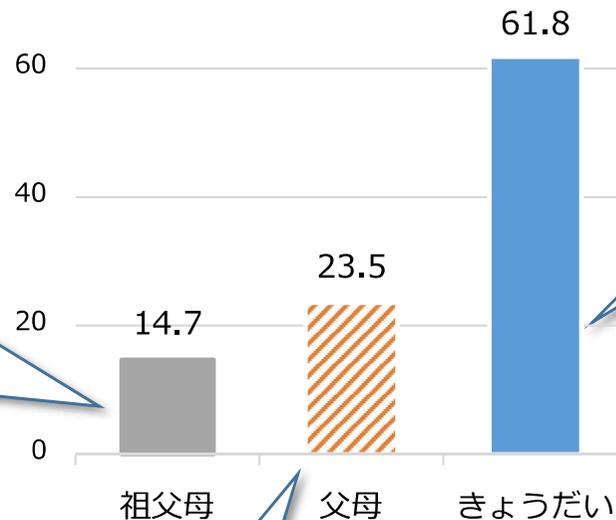
1-(2) ヤングケアラーへの支援の状況

④ 世話を必要としている家族の状況と世話の内容

(単位： %)



世話を必要としている家族(複数回答) (中学2年生調査)



- ※1 食事の準備や掃除、洗濯
- ※2 愚痴を聞く、話相手になるなど
- ※3 買い物、散歩など
- ※4 入浴やトイレのお世話など

家事(食事の準備や掃除、洗濯)が上位を占める